那覇市公報

第１７７１号
毎月２回　１，１５日発行
発　　行　　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇規　　則◇

○那覇市ともかぜ振興会館条例の施行期日を定める規則（平和交流・男女参画課）
…… 1201

◇告　　示◇

○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）…… 1203

○市税に関する申告期限等の延長について（納税課）…… 1204

○令和２年（2020 年）９月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…… 1205

○令和２年度那覇市一般会計補正予算(第６号)（財政課）…… 1206

○地縁による団体の認可について（まちづくり協働推進課）…… 1208

◇公　　告◇

○平成 31 年度那覇市人事行政の運営等の状況（人事課）…… 1209

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…… 1233

○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…… 1234

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…… 1238

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…… 1239

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…… 1240

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…… 1241

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1242

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1243

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について‥‥‥‥‥‥ 1243

◇保健所長訓令◇

○那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1247

規　　則

那覇市規則第40号
令和２年８月18日
公　　布　　済

那覇市ともかぜ振興会館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市ともかぜ振興会館条例の施行期日を定める規則

那覇市ともかぜ振興会館条例(令和元年那覇市条例第3号)の施行期日は、令和2年8月29日とする。

告　　示

那覇市告示第 189 号
令 和 ２ 年 ８ 月 ４ 日
掲　　示　　済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の２第１項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　名　　称　　真地自治会

２　変更があった事項及び内容

代表者の変更

（変更前）　　氏名　我如古　盛伸

住所

（変更後）　　氏名　瑞慶覧　長信

住所

那覇市告示第 195 号
令和２年８月 12 日
掲　　示　　済

市税に関する申告期限等の延長について

那覇市税条例（昭和 47 年那覇市条例第 80 号）第 18 条の２第１項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は那覇市税条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和２年７月４日以降に到来するものについては、その期限を別途那覇市告示で定める期日まで延長する。ただし、口座振替の方法により振り替える個人市民税及び固定資産税においては、この限りではない。

那覇市長　城　間　幹　子

都道府県	指定地域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町

那覇市告示第 200 号
令和２年８月 21 日
掲　　示　　済

令和２年（2020年）９月那覇市議会定例会の招集について

令和２年（2020年）９月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　招　集　の　日　　令和２年９月１日（火）
２　招　集　の　場　所　　那覇市議会議場

那覇市告示第 214 号
令 和 ２ 年 ９ 月 １ 日

令和２年(2020年) ７月那覇市議会臨時会で議決された令和２年度那覇市一般会計補正予算(第６号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

令和２年度那覇市一般会計補正予算(第６号)

令和２年度那覇市の一般会計の補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,145,697 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 196,471,314 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条　既定の債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金		77,267,491	1,964,578	79,232,069
	2 国庫補助金	41,045,977	1,964,578	43,010,555
19 繰入金		6,598,096	181,119	6,779,215
	2 基金繰入金	6,594,108	181,119	6,775,227
歳　入　合　計		194,325,617	2,145,697	196,471,314

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10 教育費		15,627,157	2,145,697	17,772,854
	1 教育総務費	2,835,272	2,145,697	4,980,969

歳　出　合　計	194,325,617	2,145,697	196,471,314

第２表　債務負担行為補正

追　加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限度額
学校情報機器等整備事業（GIGA）　（教育研究所）	令和３年度から 令和７年度まで	223,197
学校 ICT 環境整備事業（GIGA）　（教育研究所）	令和３年度から 令和７年度まで	38,940
指導者用情報機器等整備事業　（教育研究所）	令和３年度から 令和７年度まで	74,390

那覇市告示第 215 号
令 和 2 年 9 月 1 日

地縁による団体の認可について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の２第１項の認可をしたので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　名　　称　　寒川町自治会
２　規約に定める目的
　本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより良好な地域社会の維持及び形成に資すると共に、相互協調の美風の育成を図ることを目的とする。
（１）回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡
（２）防犯防災対策に関すること
（３）集会施設の維持管理、及び保安灯の設置・維持管理
（４）祭事の実施
（５）美化・清掃等、区域内の環境の整備
（６）百寿会・婦人部・青年部・子供会等の活動支援及び連絡調整
（７）市社会福祉事業、市祭り事業等への協力及び支援
（８）その他目的達成に必要な事業
３　区　　域　　首里寒川町１丁目・２丁目全域を区域とする。
４　事務所の所在地　　首里寒川町１丁目 69 番地に置く。
５　代表者の氏名及び住所
　氏名　　知念　博
　住所
６　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任の有無
　職務執行停止　　(無)
　職務代理者の選任　(無)
７　代理人の有無　　(無)
８　解散の事由　　本会は、地方自治法 260 条の 20 の規定により解散する。
９　認可年月日　　令和２年９月１日

公　　告

那覇市公告第 222 号
令和２年８月７日
掲　　示　　済

平成 31 年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の２第３項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第４条の規定により、平成31年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

＜人事行政の運営等の状況について＞

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、平成31年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

１　職員の任免及び職員数に関する状況
２　職員の競争試験及び選考の状況
３　職員の人事評価の状況
４　職員の給与の状況
５　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
６　職員の休業の状況
７　職員の分限及び懲戒処分の状況
８　職員の服務の状況
９　職員の退職管理の状況
10　職員の研修の状況
11　職員の福祉及び利益の保護の状況
12　その他市長が必要と認める事項
13　公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585　那覇市泉崎１－１－１
那覇市役所　総務部人事課　電話 098-861-7499
FAX 098-943-0289

（用語の説明）

１　部局の区分

(1)　市　長　：市長を任命権者とする市長の事務部局
(2)　議　会　：市議会議長を任命権者とする議会の事務局
(3)　選　管　：選挙管理委員会委員長を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
(4)　監　査　：代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
(5)　教　委　：教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
(6)　消　防　：消防長を任命権者とする消防本部及び消防署
(7)　水　道　：上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

２　職位の区分

(1)　部長級　：政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防長（消防正監）、議会事務局長等

(2)　副部長級：副部長、参事、副消防長（消防監）、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等

(3)　課長級　：課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、館長、消防司令長、副署長等

(4)　主幹級　：主幹、専任館長、消防司令、専門主幹、総合現業主幹等

(5)　主査級　：主査、技査、係長、児童館長、保育所長、教頭、消防司令補、分館長、環境整備主査等

(6)　主任級　：主任主事、主任技師、主任保育士、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等

(7)　主事級　：主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、運転手、調理員等

１　職員の任免及び職員数に関する状況

(1)　職員の任免に関する状況

ア　採用者数と昇任者数(H31.4.1～R2.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		76	0	0	0	5	6	3	90
昇任者数	部長級	3	0	0	0	1	0	0	4
	副部長級	7	0	0	0	1	0	1	9
	課長級	20	0	0	2	5	0	0	27
	主幹級	50	0	0	1	2	1	4	58
	主査級	55	0	0	0	8	5	4	72

（単位：人）

イ　退職者数(H31.4.1～R2.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		60	0	0	0	19	5	10	94
内訳	定年	38	0	0	0	6	0	3	47
	勧奨	9	0	0	0	5	4	3	21
	その他	13	0	0	0	8	1	4	26

（単位：人）

※　勧奨の対象となる職員は、年齢50歳から59歳に達した職員です。

(2)　職員数に関する状況

職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	16	1	0	0	2	1	1	21
	副部長	20	1	1	1	3	3	2	31
	課長	111	3	1	5	21	12	13	166
	主幹	212	6	1	2	24	26	27	298
	主査	340	5	2	0	67	82	40	536
	係員	931	3	3	0	206	158	80	1381
計		1630	19	8	8	323	282	163	2433

（単位：人）

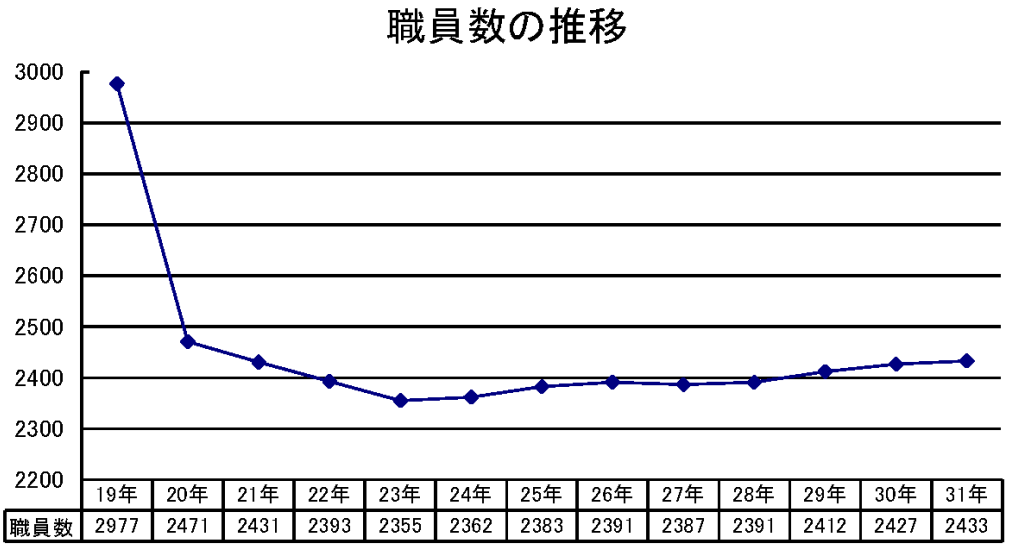

※　各年 4 月 1 日現在　（単位：人）

※　那覇市立病院は、平成 20 年 4 月 1 日地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

※　職員数には、派遣・再任用職員も含まれます。

２ 職員の競争試験及び選考の状況

平成 31 年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1)　競争試験及び選考試験

①　那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（専門職）

(ｱ)　日程

５月 12 日	新聞公告
６月 15 日又は 16 日	第１次試験
６月 26 日	第１次試験合格発表
７月 13 日及び 14 日	第２次試験
７月 30 日	最終合格発表

(ｲ)　試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	職種記号	申込者数（A）	一次試験受験者数（B）	一次試験受験率（B/A）	一次試験合格者数（C）	一次試験合格倍率（B/C）	二次試験受験者数（D）	二次試験（最終）合格者数（E）	二次試験（最終）合格倍率（B/E）
1	上級土木職	A	22	22	100.0%	21	1.05	19	12	1.8
2	上級建築職	B	15	13	86.7%	4	3.25	3	1	13.0
3	上級機械職	C	15	15	100.0%	10	1.50	10	3	5.0
4	上級化学職	D	6	6	100.0%	5	1.20	4	1	6.0
5	保育教諭・保育士職	E	79	75	94.9%	16	4.69	15	6	12.5
6	保健師職	F	60	55	91.7%	14	3.93	14	4	13.8
7	衛生監視職	G	12	11	91.7%	6	1.83	6	1	11.0
		計	209	197	94.3%	76	2.59	71	28	7.0

②　那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（行政職・消防職等）

(ｱ)　日程

７月 21 日	新聞公告
９月 22 日又は 10 月 20 日	第１次試験
10 月 11 日又は 10 月 25 日	第１次試験合格発表
11 月９日及び 10 日	第２次試験
11 月 28 日	最終合格発表

(ｲ)　試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	職種記号	申込者数（A）	※一次試験受験者数（B）	※一次試験受験率（B/A）	※一次試験合格者数（C）	※一次試験合格倍率（B/C）	二次試験受験者数（D）	二次試験（最終）合格者数（E）	二次試験（最終）合格倍率（B/E）
1	上級行政	A	552	416	75.4%	94	4.4	85	50	8.3
2	中級行政	B	147	121	82.3%	25	4.8	22	9	13.4
3	初級行政	C	123	120	97.6%	22	5.5	20	9	13.3
4	行政職（職務経験者）	D	61	54	88.5%	20	2.7	18	2	27.0
5	司書	E	30	30	100.0%	12	2.5	10	4	7.5
6	心理職	F	3	3	100.0%	2	1.5	2	2	1.5
7	上級消防	G	39	26	66.7%	9	2.9	8	4	6.5
8	中級消防	H	59	51	86.4%	13	3.9	13	3	17.0
9	初級消防	J	39	38	97.4%	14	2.7	12	4	9.5
10	消防Ⅱ（救命）	K	40	34	85.0%	13	2.6	12	2	17.0
		計	1,093	893	81.7%	224	4.0	202	89	10.0

※9/22または10/20に実施した１次試験受験者の合計

③　那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（学芸員等）

(ｱ)　日程

10 月 6 日　　新聞公告
11 月 10 日　第１次試験
11 月 27 日　第１次試験合格発表
12 月 15 日　第２次試験
12 月 23 日　最終合格発表

(ｲ)　試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	申込者数（A）	一次試験受験者数（B）	一次試験受験率（B/A）	一次試験合格者数（C）	一次試験合格倍率（B/C）	二次試験受験者数（D）	二次試験（最終）合格者数（E）	二次試験（最終）合格倍率（B/E）
作業療法士（N）	0	―	―	―	―	―	―	―
学芸員（考古）（P）	16	15	93.8%	8	1.9	8	1	15
上級土木（職務経験者）（Q）	10	10	100.0%	7	1.4	7	1	10
合　計	26	25	96.2%	15	1.7	15	2	12.5

④　那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（任期付き調理員）

(ｱ)　日程

12 月 24 日　　新聞公告
２月　８日　　第１次（最終）試験
２月 19 日　　第１次（最終）試験合格発表

(ｲ)　試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	申込者数（A）	一次試験（最終）受験者数（B）	一次試験（最終）受験率（B/A）	一次試験（最終）合格者数（C）	一次試験（最終）合格倍率（B/C）
任期付調理員	10	10	100%	3	3.3
合　計	10	10	100%	3	3.3

⑤　那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（作業療法士、薬剤師、医師）
※随時募集

(ｱ)　日程

応募状況に応じて随時実施

(ｲ)　試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

作業療法士：申込者及び受験者２名、最終合格者２名
薬 剤 師 職：申込者及び受験者２名、最終合格者２名
医　師　職：申込者及び受験者１名、最終合格者１名

３ 職員の人事評価の状況

本市では、地方公務員法第 23 条の２第２項の規定に基づき、全部局の職員を対象に能力評価及び実績評価による人事評価を下記の日程で実施しています。能力評価は、職務遂行の中でとった行動を、評価項目ごとに発揮した能力の程度を評価します。業績評価は職員が果たすべき役割について、目標の設定をし、当該役割を果たした程度を評価します。

(1)　人事評価の実施日程

平成 31 年度における人事評価は、以下の日程で実施しています。

目標設定面談　令和元年５月
中間面談　　〃　　９月
評価面談　　令和２年１月

４ 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額Ａ（千円）	人件費Ｂ（千円）	人件費率（B/A）
平成29年度	145,193,798	18,364,147	12.6%
平成30年度	143,080,974	18,258,386	12.8%
平成31年度	152,200,503	18,362,199	12.1%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、平成 31 年４月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

令和２年４月分をあわせて表示します。

給与の種類		平成31年４月分		令和２年４月分	
		支給職員数（人）	平均支給額（百円）	支給職員数（人）	平均支給額（百円）
給料	給料	2,343	3,050	2,386	3,039
諸手当	扶養手当	1,081	224	1,068	227
	住居手当	905	261	911	264
	通勤手当	1,885	73	1,879	73
	時間外勤務手当	1,176	321	1,084	367
	休日勤務手当	267	231	302	216
	夜間勤務手当	195	35	179	70
	管理職手当	210	533	211	533
	特殊勤務手当	397	85	440	69
	期末手当＊	2,315	8,221	2,312	8,235
	勤勉手当＊	2,276	5,904	2,280	6,053
	地域手当	3	957	3	951
	単身赴任手当	0	0	0	0
	初任給調整手当	4	2,127	5	1,668

	教員特別手当	21	68	21	69

＊期末・勤勉手当については、それぞれの前年度（６月と 12 月）における支給実績です。

(3)　給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。
ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。
なお、本市の一般行政職に該当する職員の数は、次のとおりです。
平成 31 年４月現在　1,309 人

＊　一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、保育教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

ア　初任給の状況（平成 31 年４月１日現在）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	２年経過後	決定初任給	２年経過後
大学卒	182,200	193,900	182,200	193,900
短大卒	163,100	174,400	163,100	174,400
高校卒	150,600	158,900	150,600	158,900

イ　経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成 31 年４月１日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	258,509	295,526	338,538
短大卒	242,660	273,075	325,636
高校卒	228,925	263,000	307,050

ウ　職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
平成31年４月	平均給料(俸給)月額	302,835円	329,433円
	平均年齢	41.1歳	43.4歳

(4)　職員手当の状況（退職手当を除く。）

ア　扶養手当

(ｱ)　配偶者‥‥‥‥‥6,500円
(ｲ)　配偶者以外の扶養親族（子）‥‥‥10,000円
(ｳ)　配偶者以外の扶養親族（父母等）‥6,500円
※16歳から22歳の子を扶養の場合‥１人につき月額5,000円を加算

イ　住居手当

(ｱ)月額　12,000円を超える家賃の支払者
家賃額により最高 27,000円まで
（例）家賃50,000円の場合、24,500円
計算式　（家賃－23,000円）×1/2＋11,000円
(ｲ)　持家の世帯主・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0円
※　平成 25 年 4 月 1 日より廃止

ウ　通勤手当

通勤距離が２㎞以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給
(ｱ)　交通機関（バス等）利用者…運賃相当額（最高限度額55,000円）
(ｲ)　交通用具（自動車等）利用者……距離により 2,000 円～31,600 円

エ　時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

(ｱ)　１時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記３つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合（正規の勤務時間）	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※　深夜とは、午後 10 時から翌日の午前５時までです。

(ｲ)　**時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額**（普通会計決算）
普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数（管理職除く）で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	年間平均支給額(円)
平成29年度	431,749	230,143
平成30年度	457,183	243,053
平成31年度	507,234	263,224

オ　管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

政策統括調整監	93,700 円	部長	76,500 円
参事監	71,700 円	副部長	63,900 円
参事	59,300 円	課長	50,700 円
副参事	46,500 円		

カ　特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		16.9%
支給対象職員１人あたり平均支給年額（試算）		102,000円
手当の種類（手当数）		13種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	行旅病人業務手当 緊急消防援助隊手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	消防活動等手当

キ　賞与（期末手当と勤勉手当）

支給期	期末手当	勤勉手当	計
６月期	1.300月分	0.925月分	2.225月分
12月期	1.300月分	0.975月分	2.275月分
計	**2.6月分**	**1.90月分**	**4.50月分**
職務級などにより加算措置があります。			

ク　地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の16%を支給しています。

ケ　単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額30,000円～100,000円です。

※平成31年度は、支給対象者なし

コ　教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額2,000円～8,000円です。

(5)　退職手当の状況

ア　勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	21.197月分	26.496月分
勤続25年	30.217月分	35.855月分
勤続35年	42.845月分	51.414月分
最高限度額	51.414月分	51.414月分
定年前早期退職特例措置２％～20%加算		

イ　退職手当支給者の年度別支給状況

区分／期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年
平成29年度	12	80	2,826	22,293	10.6	35.3
平成30年度	19	61	5,464	22,168	14.3	35.6
平成31年度	13	68	4,621	21,288	12.2	34.7

５　職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1)　職員の勤務時間等の状況

ア　平成 31 年度における一般の職員の勤務時間等

(ｱ)　勤務時間

１週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの５日間に１日 7 時間 45 分

(ｲ)　１日の勤務時間の割振り

午前 8 時 30 分から午後 0 時まで

午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

（休憩時間　午後 0 時から午後 1 時まで）

(ｳ)　週休日（勤務時間を割り振らない日）・・・土曜日・日曜日

イ　職員の休日（特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日）

(ｱ)　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(ｲ)　12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(ｳ)　6 月 23 日(慰霊の日)

(2)　職員のその他の勤務条件の状況

ア　年次有給休暇の行使状況(H31.4.1～R2.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	13.0	14.5	17.4	16.4	15.4	14.3	18.0	15.9
行使率(%)	65.0	72.5	87.0	82.0	77.0	71.5	90.0	79.7

※行使率は平均行使日数／20 日(毎年度新規付与日数)

なお、行使日数には前年度繰越分（最大 20 日）を含む。

イ　夏期休暇（５日）の行使状況(H31.4.1～R2.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.8	4.4	4.6	5.0	4.7	4.3	4.9	4.6
行使率(%)	96.0	88.0	92.0	100.0	94.0	86.0	98.0	93.4

※行使率は平均行使日数／5 日(付与日数)

夏期休暇の申請期間は 5 月 1 日～10 月 31 日の間となっています。

ウ　その他の主な休暇取得者数の状況(H31.4.1～R2.3.31)

休暇の種別＼部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	130	2	0	1	39	13	8	169
出産休暇	43	0	0	0	7	27	2	69
育児休暇	8	1	0	0	6	1	2	20
子の看護休暇	342	7	5	0	61	71	43	515
介護休暇（無給）	3	0	0	0	1	1	1	6

（単位:人）

※　私傷病休暇の状況は、5日以上の長期間にわたる場合のみです。

6　職員の休業の状況

(1)　育児休業等の取得者数の状況(H31.4.1～R2.3.31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	4	0	0	0	1	0	1	5
	女	100	1	0	0	16	1	7	122
	計	104	1	0	0	17	1	8	127
部分休業	男	3	0	0	0	1	1	0	6
	女	32	0	0	0	3	0	4	39
	計	35	0	0	0	4	1	4	45
配偶者同行休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
自己啓発等休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0	0	0
修学部分休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

（単位:人）

7　職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)　職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)は、平成31年度は病気による休職のみでした。

病気による休職者数の内訳は、次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
病気休職	69	0	0	0	4	0	8	59

（単位:人）

(2)　職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)は、平成31年度は次のとおりです。(※臨時・非常勤職員は含めない。)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	1	0	0	0	0	0	1	1
停職	0	0	0	0	0	0	0	0
減給	1	0	0	0	0	0	0	0
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0

8　職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

平成 31 年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数)（H31.4.1～R2.3.31）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可職員数	317	3	8	1	7	5	10	359

※　健康診断（人間ドックを含む。）は、除いています。　　（単位:人）

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

平成31年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数(H31.4.1～R2.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事許可件数	37	0	0	0	8	4	18	96

(単位:件)

９　職員の退職管理の状況

平成31年度に退職した職員の再就職状況で、那覇市職員の退職管理に関する規則第11条の依頼等の承認申請件数は以下のとおりです。

※再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することについて公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合の申請件数。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
承認申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

10 職員の研修の状況

(1)職員の研修状況(平成 31 年度)

ア 人事課職員研修 G 主催研修

研修名			回数	期間	修了者
基本研修	1	新採用職員前期研修	1	5 日	82
	2	新採用職員後期研修	1	2 日	81
	3	現任 3 年目職員研修(第1回目)	1	2 日	63
		現任 3 年目職員研修(第2回目)	1	1 日	62
	4	現任 6 年目職員研修	1	1 日	62
	5	現任 9 年目職員研修	1	1 日	57
	6	新任主査級研修(第 1 回目)	1	1 日	69
		新任主査級研修(第 2 回目)	1	1 日	61
	7	新任主幹級研修(第 1 回目)	1	1 日	46
		新任主幹級研修(第 2 回目)	1	5.5h	41
	8	新任グループ長研修(第 1 回目)	1	1 日	58
		新任グループ長研修(第 2 回目)	1	1 日	42
	9	新任課長級研修	1	1 日	26
	10	管理職特別研修	1	半日	144
	基本研修　計		**14**	**－**	**894**
実務研修	1	財務会計研修Ⅰ(民法、契約、物品会計)	1	1 日	64
	2	財務会計研修Ⅱ(出納事務)	1	1 日	250
	3	財務会計研修Ⅲ (予算決算事務、流用・使途変更、複数年契約)	1	4.5h	77
	4	文書事務研修Ⅰ(初任者対象)	1	3.0h	48
	5	文書事務研修Ⅱ(文書主任・副主任対象)	1	3.0h	43
	6	服務・旅費等基礎研修Ⅰ(服務事務、臨時・非常勤)	1	3.0h	34
	7	服務・旅費等基礎研修Ⅱ (安全・衛生/共済組合、旅費事務)	1	4.0h	27
	実務研修　計		**7**	**－**	**543**
専門研修	1	法制執務研修(第 1 回目)	1	1 日	28
	2	コーチング研修	1	4 日	14
	3	ハードクレーム対応研修	1	1 日	45
	専門研修　計		**3**	**－**	**87**
人事課職員研修G主催研修　合計			**24**	**－**	**1524**

イ　人事課職員研修Ｇ派遣研修

研修名			回数	期間(日)	修了者
県外	1	市町村職員中央研修所派遣研修	19	5～11	19
	2	全国市町村国際文化研修所派遣研修	8	4～11	8
	3	日本経営協会(NOMA)派遣研修	2	1～2	2
	県外派遣研修　計		**29**	**－**	**29**
県内	1	沖縄県市町村職員研修センター派遣研修	23	1～3	99
	2	キャリアアップ・フォーラム派遣研修	1	1	9
	県内派遣研修　計		**24**	**－**	**108**
派　遣　研　修　合　計			**53**	**－**	**137**

ウ　職場研修

研修名	回数 (回)	経費 報償費 (円)	延べ参加 人数 (人)
全部局合計(市立病院を除く)	**817**	**3,104,661**	**10,797**

11　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)　健康管理事業

ア　健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象:学校事務と学校図書館以外の全職員 (ただし、人間ドック等受診者除く) 受診者：1,617人
	消防	対象：全職員（人間ドック受診者除く） 受診者：194人
	上下 水道	対象：全職員 受診者：139人
②特定業務従事者健診	市長	対象：那覇市・南風原環境施設組合に派遣している現業職員 受診者：13人
③手話通訳者健康診断	市長	受診者：2人 対象：障害福祉課に勤務する手話通訳者
④頸肩腕検診	市長	受診者：5人 対象：総務課に勤務する電話交換手
⑤特定業務従事者健康診断	消防	受診者：175 人
⑥高気圧酸素業務者適正検査	消防	受診者：44 人
⑦破傷風予防接種	市長	対象：クリーン推進課、道路管理課、廃棄物対策課、環境衛生課、環境政策課、環境施設組合の現業職員 受診者：85 人
⑧ストレスチェック	市長 教委	対象者：2,679 人 （全職員（非常勤職員含む）） 受検者：2,404 人 受検率：89.7%
	消防	対象者：290 人 （全職員（非常勤職員含む）） 受検者：285 人 受検率：98.2%
	上下 水道	対象者：178 人 受検者：174 人 受検率：97.8%

＊　上記表中、「受診者数等」欄の受診者には臨時・非常勤職員の数も含まれています。

イ　健康相談

部局	相談名		対象者・内容等
市長教委	産業医による健康相談		全職員 月5回（内科121件・精神科170件）
	栄養士による栄養相談		全職員 月に1回2時間　（嘱託栄養士）　（44件）
	保健師による健康相談	クリーン推進課	クリーン推進課職員　1回（12人）
		各支所巡回	小禄、首里、真和志支所　3か所（42人）
		学校給食センター等の巡回	学校給食センター　3か所(33人)
		こども園・保育所等巡回	こども園、保育所、給食センター、こども発達支援センター等の職員 25か所(313人)
		図書館・公民館の巡回	公立図書館、公立公民館　11ヵ所65人
		日常の健康相談	全職員、本庁保健室（毎日） 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果などの一般相談、ケガや症状の対応、メンタル相談 実施人数：延べ　3,531件
消防	産業医保健師による健康相談	日常の健康相談	全職員　健診結果などの一般相談、 メンタル相談　8件
		災害現場活動後の健康相談	凄惨な災害現場で活動した職員・惨事ストレス等の確認　1件
		新規採用職員巡回健康相談	新規採用職員・消防学校での健康状態や対人関係等の相談（年1回）4人
全	メンタルヘルス相談		全職員　心理相談員によるカウンセリング 開設日　月～金 実施人数：延べ　413件
	所属毎の職場カウンセリング		実施人数：延べ　296人
上下水道	産業医・保健師による健康相談		対象：全職員 内容：健康相談等 実施人数：産業医　延べ68件

		保健師　延べ538件

ウ　健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	①管理監督者メンタルヘルス研修	主幹級・課長級からの指名職員	① ラインケア基礎編「部下を見守り関わっていくこととは」 令和2年1月8日　受講者83人 令和2年1月22日　受講者72人 ② ラインケア「大人の発達障害を理解するための6つのステップ」 令和元年10月30日　受講者72人
	②腰痛予防講習会	クリーン推進課、土木関連部署、環境保全課、那覇市・南風原町環境施設組合派遣の現業職、保育所、給食センター、その他希望者	令和元年8月5日 「腰痛予防について～腰痛悪化、防止も含めたストレッチの実践～」 受講者：21人
	③熱中症対策-保健師	クリーン推進課	令和元年5月22日 受講者：42人
	④生活習慣病予防研修	・人事課の指名する職員 ・希望者	① 運動講座 令和2年1月28日　受講者22人 ② 卒煙講座 令和2年2月4日　　受講者40人
	⑤メンタルヘルス研修 セルフケア 計3回	新任主査 現任3年目職員 現任6年目職員 希望者	令和元年7月31日　受講者56人 令和元年11月22日　受講者60人 令和元年11月8日　受講者58人 「上手にセルフケア」 計3回　174人
上下水道	アルコールが及ぼす影響	全職員	令和元年 10 月 8 日 アルコールが及ぼす影響と飲酒量を減らす方法について 講師：上下水道局　保健師 受講者：143 人

	セルフケア研修	全職員	令和元年 11 月 18 日 ストレスを低減させるための知識や方法について 講師：総務課長 受講者：131 人

(2)　職員厚生会の事業

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第 42 条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

項目	内容	
給付事業	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付	
文化・体育事業	各種スポーツ大会（卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等）や職員文化芸能音楽祭を開催し、職員間の親睦融和を図る。	
施設事業	厚生会館会議室及び、職員専用バイク駐車場の管理運営。本庁舎レストラン、売店の運営委託。	
補助事業	文体育成費	クラブ代表派遣補助、部出先補助、物品購入補助（出先機関のみ）
	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	レクレーション事業	職場単位でピクニック等を実施した場合、費用の一部を補助
	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助
共済事業	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き	
購買事業	一部店舗で厚生会と指定契約を交わし、職員が利用する際の特別割引の他、立替払い（申請手続き要）を行っている。	

那覇市職員厚生会の事業運営に必要な費用は、主に会員（職員）が個人負担する会員掛金と市負担金及び施設使用料・保険料等給与差引代理事務等の事業収入により賄われています。

会員掛金は、会員の相互共済扶助を目的とする各種祝金、弔慰金等の給付事業費として使われ、市負担金については、職員の親睦融和を図るために実施する文化体育事業や補助事業、一般事務費や人件費等に充てられています。

会員掛金率は、各職員の給与月額の 1,000 分の５、市負担金率は、職員の

給料総月額の 1,000 分の３となっています。

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数　(H31.4.1～R2.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務災害	常勤職員 (内臨時職員)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	公務災害
	非常勤職員 (内労災分)	11 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	
	計	**13**	**0**	**0**	**0**	**7**	**4**	**1**	
通勤災害	常勤職員 (内臨時職員)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	通勤災害
	非常勤職員 (内労災分)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	
	計	**4**	**0**	**0**	**0**	**3**	**0**	**0**	
合 計		**17**	**0**	**0**	**0**	**10**	**4**	**1**	**32**

12　その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

13　公平委員会の業務の状況について

(1)　平成 31 度における勤務条件に関する措置の要求件数

申請 0 件　　未処理 0 件

(2)　平成 31 年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

申請 0 件　　未処理 0 件

(3)　平成 31 年度における苦情の処理に関する状況

申請 0 件　　未処理 0 件

那覇市公告第 237 号
令和２年８月 19 日
掲　　示　　済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長　城　間　幹　子

１　開発許可年月日、許可番号及び指令番号
　令和２年３月 30 日　第 H31-03-01 号　那覇市指令ま建指第 3265 号
２　開発区域に含まれる地域の名称
　那覇市首里石嶺町三丁目 231 番２　他 18 筆
３　公共施設
　防火水槽
４　開発許可を受けた者の住所及び氏名

　座波　一夫
５　検査済証番号
　令和２年８月 17 日　那ま建指第 106 号
６　工事完了年月日
　令和２年６月 29 日

那覇市公告第 239 号
令和２年８月 21 日
掲　　示　　済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第７条第５項及び同施行規則第２条第２項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務変更届出書

令和2年7月22日

那覇市長　宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="3">経済観光部　観光課　　電話862-3276</td></tr>
<tr><td>届出の区分</td><td>□ 廃止　☑ 変更</td><td>業務の廃止・変更年月日</td><td>令和2年7月23日</td></tr>
<tr><td>業務の名称及び開始年月日</td><td colspan="3">市内宿泊・飲食等消費促進クーポン事業　　令和2年7月8日</td></tr>
<tr><td>廃止又は変更の理由</td><td colspan="3">本事業において、市内宿泊施設に対して利用受付をする際、那覇市民から沖縄県民への対象範囲拡大するタイミングで、氏名以外にも電話番号も含めて確認することとなったため。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td>変更前</td><td colspan="2">変更後</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録の内容
基本的事項
・氏名
業務の目的
・那覇市民が市内宿泊施設を利用する際の宿泊費の一部を助成する事業。助成対象者が那覇市民であることを確認するため。
個人情報の対象者
・市内宿泊施設を利用する那覇市民</td><td colspan="2">個人情報の記録の内容
基本的事項
・氏名　・電話番号
業務の目的
・沖縄県民が那覇市内宿泊施設を利用する際の宿泊費の一部を助成する事業。予約の際に利用者の氏名と連絡先を確認する。
個人情報の対象者
・那覇市内宿泊施設を利用する沖縄県民</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(~~廃止・~~変更)届出書

令和２年７月29日

那覇市長　宛

那覇市長　　城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 福祉政策課 特別定額給付金室　電話(098)917-1682		
届出の区分	□ 廃止　■ 変更	業務の~~廃止・~~変更年月日	令和２年７月29日
業務の名称及び開始年月日	令和２年４月27日		
~~廃止又は~~変更の理由	特別定額給付金の未申請世帯に対し再勧奨をするにあたり、未申請世帯の世帯主への支援の必要性を判断するため。		
変更の内容	変更前	変更後	
	「個人情報の記録の内容」欄中、「心身」欄中、 ■その他(視覚障害)	「個人情報の記録の内容」欄中、「心身」欄中、 ■その他(障害の種類及び身体障害者手帳等の種類)	
	「個人情報の記録の内容」欄中、「その他」欄中、 □	「個人情報の記録の内容」欄中、「その他」欄中、 ■対象者が入所している老人ホーム等の施設名及び連絡先	
備考			

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務廃止届出書

令和２年７月30日

那覇市長　宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部秘書広報課　　電話098-862-9942		
届出の区分	☑廃止　□変更	業務の廃止・変更年月日	令和　２年７月30日
業務の名称及び開始年月日	広報なは市民の友令和２年７月号掲載 プレゼント発送業務 令和　２年　６月 26日		
廃止又は変更の理由	令和２年７月30日をもってプレゼント発送業務を完了したため。		
変更の内容	変更前	変更後	
備考			

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 241 号
令和２年８月 24 日
掲　　示　　済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長　城　間　幹　子

１　開発許可年月日、許可番号及び指令番号
　令和２年３月 30 日　第 H31-03-01 号　那覇市指令ま建指第 3265 号
２　開発区域に含まれる地域の名称
　那覇市首里石嶺町三丁目 231 番２　他 18 筆
３　公共施設
　防火水槽
４　開発許可を受けた者の住所及び氏名

　座波　一夫
５　検査済証番号
　令和２年８月 17 日　那ま建指第 107 号
６　工事完了年月日
　令和２年６月 29 日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 16 号
令 和 ２ 年 ７ 月 ２１ 日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定（登録）番号	第 523 号
指定工事店名	島電水
営業所所在地	沖縄県名護市字伊差川 1094 番地
代表者氏名	島　勝正
有効期間	自　令和２年７月６日
	至　令和７年３月31日

那覇市上下水道局告示第 17 号
令 和 ２ 年 ７ 月 ２１ 日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定（登録）番号	第 524 号
指定工事店名	宮本工務店
営業所所在地	沖縄県宜野湾市喜友名１－30－19
代表者氏名	宮本　豪
有効期間	自　令和２年７月６日
	至　令和７年３月31日

那覇市上下水道局告示第 18 号
令 和 ２ 年 ７ 月 ２１ 日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定（登録）番号	第 513 号
指定工事店名	有限会社伊敷工事社
営業所所在地	沖縄県糸満市西崎町三丁目 187 番地
代表者氏名	山城　克美
有効期間	自　令和元年５月 29 日
	至　令和６年３月 31 日
異動年月日	令和２年７月16日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 19 号
令　和　２　年　８　月　１２　日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定（登録）番号	第 525 号
指定工事店名	株式会社北電通
営業所所在地	沖縄県那覇市東町 14 番３号
代表者氏名	與那覇　寛榮
有効期間	自　令和２年７月 10 日
	至　令和７年３月 31 日

那覇市上下水道局告示第 20 号
令　和　２　年　８　月　12　日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定（登録）番号	第 526 号
指定工事店名	株式会社ダンテック
営業所所在地	沖縄県浦添市西原二丁目 23 番 14 号
代表者氏名	髙橋　一二
有効期間	自　令和２年８月５日
	至　令和７年３月31日

那覇市上下水道局告示第 21 号
令　和　２　年　８　月　17　日
掲　　示　　済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（指定の更新）

指定番号	事　業　者	所　在　地	代 表 者	更新日
101	有限会社海西工業	南城市佐敷字津波古 356 番地	西平　重則	令和２年７月 27 日
103	有限会社大皓設備	豊見城市字高嶺 363 番地 1	大城　浩一	令和２年７月 20 日
104	アクティブ工業株式会社	浦添市内間五丁目 4 番 7 号	仲嶺　真次	令和２年７月 16 日
105	沖縄環境企画株式会社	那覇市字仲井真 107 番地	大城　安世	令和２年７月 16 日
106	株式会社アサヒプラント	那覇市小禄二丁目 8 番地 10	中本　宏	令和２年７月 16 日
109	有限会社サンユウ設備	中頭郡西原町小那覇 131 番地	大城　秀三	令和２年７月 30 日
110	有限会社山商	うるま市字豊原 556 番地 1	山下　富一	令和２年７月 30 日
115	有限会社三誠設備	糸満市西崎町三丁目 116 番地	玉城　慶彦	令和２年７月 16 日
117	有限会社丸栄電気水道工業	浦添市港川一丁目 25 番 1 号	砂川　新榮	令和２年７月 31 日
118	ケイエム設備企画	南城市玉城字前川 831 番地	眞座　孝信	令和２年７月 30 日

指定番号	事　業　者	所　在　地	代 表 者	更新日
119	有限会社長嶺工業	糸満市西崎一丁目22番5ディライト	長嶺　恵江	令和2年7月31日
120	有限会社サガワ設備工業	浦添市宮城二丁目13番2号	砂川　智志	令和2年7月30日
121	大成設備工業株式会社	那覇市首里石嶺町四丁目444番地6	狩俣　吉信	令和2年7月31日
122	株式会社西崎興業	糸満市西崎一丁目11番5号	金城　和良	令和2年7月20日
124	不二宮工業株式会社	宜野湾市野嵩二丁目2番7号	宮城　剛	令和2年7月27日
125	有限会社山川設備工業	浦添市宮城四丁目 18 番20号	玉城　正英	令和2年7月27日
126	南宝開発	糸満市字小波蔵373番地	伊敷　敏	令和2年7月20日
127	株式会社丸和産業	国頭郡今帰仁村字玉城623番地	當間　重和	令和2年8月4日
128	株式会社浦城産業	浦添市大平二丁目 9 番 1号	平良　康成	令和2年7月30日
130	有限会社ヤマウチ設備	宜野湾市普天間二丁目39番3号	山内　聰	令和2年7月27日

指定番号	事　業　者	所　在　地	代 表 者	更新日
132	丸善電設	豊見城市字饒波 1100 番地 1	来間　克善	令和 2 年 7 月 16 日
133	有限会社あいち設備工業	宜野湾市愛知二丁目 4 番 20-103 号 1F	喜屋武 信彦	令和 2 年 7 月 31 日
136	有限会社共和設備	中頭郡中城村字津覇 92 番地	山城　紹信	令和 2 年 7 月 20 日
138	有限会社日向工業	那覇市首里大名町一丁目 346 番地	宜野座 清徳	令和 2 年 7 月 27 日
139	有限会社三清土建	糸満市西川町 6 番 16 号	上原　清徳	令和 2 年 7 月 27 日
142	有限会社西里設備工業	沖縄市海邦一丁目 8 番 35 号	西里 美代子	令和 2 年 7 月 20 日

保健所長訓令

保健所長訓令第１号
令和２年８月14日
公　　表　　済

那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市保健所長　仲宗根　正

那覇市保健所長の事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市保健所長の事務決裁規程（平成25年保健所長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保健所長の決裁事項） 第3条　保健所長の決裁事項は、次のとおりとする。	（保健所長の決裁事項） 第3条　保健所長の決裁事項は、次のとおりとする。
	(1)　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づく施術所の使用制限及び使用禁止並びに改善命令に関すること。
(1)～(11)　［略］	(2)～(12)　［略］
	(13)　臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に基づく衛生検査所の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法の指示、登録の取消し及び業務停止に関すること。
(12)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく医薬品の販売業の許可の取消しに関すること。	(14)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく医薬品の販売業等の許可の取消しに関すること。
	(15)　柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に基づく施術所の使用制限及び使用禁止並びに改善命令に関すること。
(13)～(17)　［略］	(16)～(20)　［略］

(18)　健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく特定給食施設に対する勧告及び勧告に係る措置の命令に関すること。	(21)　健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき実施する次の事項 ア　特定給食施設に対する勧告及び勧告に係る措置の命令に関すること。 イ　受動喫煙防止に関する勧告並びに勧告に係る公表及び措置の命令に関すること。 (22)　住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく業務改善命令及び業務停止命令に関すること。
(19)　［略］	(23)　［略］
(課長の専決事項) 第4条　課長の専決事項は、次のとおりとする。 【別記1　参照】	(課長の専決事項) 第4条　［略］ 【別記1　参照】

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

4　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

この訓令は、令和2年8月14日から施行する。

【別記1】

改正前

課	専決事項
［略］	
健康増進課	(1)　健康増進法に基づく立入検査に関すること。 (2)　［略］ (3)　［略］
生活衛生課	(1)　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づく施術所の開設、変更、休止、廃止及び再開の届出の受理並びに立入検査に関すること。 (2)　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術者及び施術所の開設者からの報告の提出に関すること。 (3)～(26)　［略］ (27)　医療法に基づく病院、診療所及び助産所の病床数等の変更の許可に関すること。 (28)～(33)［略］ (34)　医療法に基づく病院及び診療所のエックス線装置の設置等に届出の受理に関すること。 (35)　［略］ (36)　医療法に基づく病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所の構造設備の使用前の検査及び許可証の交付に関すること。 (37)～(38)［略］ (39)　医療法に基づく診療録等の検査、報告の命令等に関すること。 (40)～(49)［略］ (50)　歯科技工士法に基づく歯科技工所への立入検査に関すること。 (51)～(53)［略］ (54)　臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)に基づく衛生検査所の登録及び当該登録の変更に関すること。 (55)　臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の処理に関すること。 (56)　医薬品医療機器等法に基づく医薬品の販売業の許可に関すること。 (57)　医薬品医療機器等法に基づく医薬品の販売業の廃止、休止、再開及び変更の届出の受理に関すること。 (58)　柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に基づく施術所の開設者及び柔道整復師への報告の要求並びに施術所への立入検査に関すること。 (59)～(66)［略］ (67)［略］
［略］	

改正後

課	専決事項
［略］	
健康増進課	(1)　健康増進法に基づく特定給食施設への立入検査に関すること。 (2)　［略］ (3)　健康増進法に基づく受動喫煙防止に係る特定施設等の管理権限者等に対する報告の求め及び特定施設等への立入検査に関すること。 (4)　健康増進法に基づく喫煙可能室設置施設に係る届出の受理、変更及び廃止に関すること。 (5)　［略］
生活衛生課	(1)　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術所の開設、変更、休止、廃止及び再開の届出の受理並びに立入検査に関すること。 (2)　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく市外に居住又は所在する施術者及び施術所の開設者が市内で行う業務の届出に関すること。 (3)　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく専ら出張のみによって業務に従事する施術者の開始、休止、廃止及び再開の届出に関すること。 (4)　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術者への指示に関すること。 (5)～(28)［略］ (29)　医療法に基づく病院、診療所及び助産所の構造設備等の変更の許可に関すること。 (30)～(35)［略］ (36)　医療法に基づく病院及び診療所のエックス線装置の設置等の届出の受理に関すること。 (37)［略］ (38)　医療法に基づく病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所の構造設備の使用の許可に関すること。 (39)～(40)［略］ (41)　医療法に基づく病院、診療所及び助産所の開設者及び管理者への報告の命令並びに病院、診療所及び助産所の立入検査及び帳簿書類の検査に関すること。 (42)～(51)［略］ (52)　歯科技工士法に基づく歯科技工所の立入検査及び帳簿書類の検査に関すること。 (53)～(55)［略］ (56)　臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所の登録及び当該登録の変更に関すること。 (57)　臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所の立入検査及び帳簿書類の検査に関すること。 (58)　臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所の廃止、休止及び再開並びに変更の届出に関すること。

	(59)　医薬品医療機器等法に基づく薬局及び医薬品の販売業等の許可に関すること。 (60)　医薬品医療機器等法に基づく薬局及び医薬品の販売業等の廃止、休止、再開及び変更の届出の受理に関すること。 (61)　柔道整復師法に基づく施術所の開設、変更、休止、廃止及び再開の届出に関すること。 (62)　柔道整復師法に基づく施術者への指示に関すること。 (63)　柔道整復師法に基づく施術所の開設者及び柔道整復師への報告の要求並びに施術所への立入検査に関すること。 (64)～(71)［略］ (72)　住宅宿泊事業法に基づく住宅に係る届出の受理に関すること。 (73)　住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業者等への報告の徴収及び立入検査に関すること。 (74)［略］
［略］	